

事務事業分析シート（平成30年度）									
No1									
事務事業コード		13-03-02			戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ○人事		
事務事業名		就学（就園）時健康診断			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名
					担当者名		萩原		内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01			就学時健康診断				
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 33年度			根拠		学校保健安全法		
終期設定		○有 ●無 年度			法令等		学校保健安全法施行令		
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市					
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
		施策		04 児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的		就学（就園）予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。また、結果に基づき治療の勧告や保健上必要な助言を行う。							
対象者等		区内在住の翌年度小学校就学予定者（幼稚園・こども園就園予定者）							
内容		○保護者への通知 9月中旬から下旬 受診票を就学関係送付物（学事第一係就学担当）に同封し各家庭へ郵送する。 ○実施会場・時期 例年10月上旬から11月下旬 学齢簿作成後、随時各小学校を受診会場とし実施する。 ○検査項目 ① 栄養状態 ② 脊柱と胸郭の疾病及び異常の有無 ③ 視力及び聴力 ④ 眼の疾病及び異常の有無 ⑤ 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 ⑥ 歯と口腔の疾病及び異常の有無 ⑦ その他の疾病及び異常の有無（※ 知能検査は⑦に含む） （就園時健康診断 こども園（長時間）：上記①②⑦※ 幼稚園・こども園（短・中時間）：上記①②④⑤⑥⑦※ ※いずれも知能検査は行わない）							
経過		○昭和33年の学校保健安全法施行により制度化され実施 ○学校保健安全法施行規則の一部改正（平成15年度就学予定者から適用） ⇒知能検査については、標準化された知能検査法以外の方法によることも可能であるため、検査法を限定せず、適切な方法であればよいこととなった。当区は、識見者及び教諭から意見を聞き、検討した結果、従前どおりのペーパー方式（小面接併用）による知能検査を行うこととした。 ○通学区域の学校を指定の受診会場とするが、平成14年度（15年度就学予定者）から学校選択制度の実施に合わせ、指定校以外での受診も可とした。							
必要性		学校保健安全法により、就学時健康診断を行わなければならないとされている。また、就学予定者に対して、あらかじめ心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適正な就学を図ることは、義務教育の円滑な実施に資することからも必要性は高い。							
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 教育委員会が実施主体となり各学校で実施。児童等健康診断委託：荒川区医師会（2,769千円）、就学及び就園時健康診断委託（歯科）：荒川区歯科医師会（917千円）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
		① 学校受診率（％）	94.4	95	95	95	95	受診者数/対象者数 ※学校健診終了時（転出者及び外国籍含）	
		②							
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
継続		継続		学校保健安全法第11条により実施する義務がある。					

(単位：千円)

問題点・課題

受診率の向上のため、健康診断の実施期間中に未受診者へ受診勧奨を通知している。それにより健診期間の最終日の実施校の受診者数が大幅に増え、最終実施校の負担も増加する可能性がある。

学区外の学校での健康診断の受診など様々な事例があるため、学務課担当間や学校、保護者と連絡を密に取り、問題の発生を防ぐ必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	最終日の実施校は他校からの受診者が増加するため、学務課担当者が事務従事するなど、学校負担の軽減が必要である。	昨年度、最終日の実施校2校（瑞光小及び尾久西小）へ学務課職員が各1名が事務従事した。	最終日の実施校には、学務課職員が事務従事しているが、受診予定人数が多い学校でも事務従事するか検討する。
②			
③			
他区の 実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会 （要旨） 質問状況			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-03			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学校保健会補助			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	小堀
					担当者名		小林		内線	3337
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01		学校保健会補助						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			34年度		根拠		学校保健安全法、荒川区学校保健会補助金交付要綱	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		学校保健関係者（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校教職員、PTA等）による学校保健の研究、普及及び促進を図ることを目的に設置された荒川区学校保健会の運営に対する補助を目的とする。								
対象者等		荒川区学校保健会								
内容		荒川区学校保健会補助金交付要綱を制定し、それに基づき補助金を交付している。 荒川区学校保健会（任意団体）の活動内容等は以下のとおり。 ・設置年月日 昭和34年3月26日 ・会員 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校教職員（校長、副校長、養護教諭）、PTA ・役員の構成 会長1名、副会長6名、常任理事11名、監事2名 ・部会の構成 学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校長部会、副校長部会、養護教諭部会、学校保健協力（PTA）部会の7部会で構成。 ○学校保健会の事業 ・学校保健管理及び安全管理その他の保健活動の推進 ・学校保健関係講習会等への参加 ・学校保健に関する研究、調査並びに施策 ・学校施設、設備に関する必要な指導と助言 ・学校保健大会等の開催（平成30年度B地区学校保健協議会（12/6日暮里サニーホール）開催）								
経過		昭和33年学校保健法制定に伴い、荒川区においても学校保健に関する連携を図る必要があると、荒川区の児童生徒の健康づくりの関係者から学校保健会設置の声が上がり、昭和34年3月に荒川区学校保健会を設置した。 ・運営費補助金の額 8年度 480千円、9～10年度 450千円、11年度 405千円、12～15年度 385千円、 16～19年度 350千円 20年度（一般補助金 350千円・50周年事業補助金 561千円） 21年度以降 350千円								
必要性		荒川区の児童生徒の健康づくりの関係者が学校保健に関する連携を図る必要性から設置された経緯に鑑み、自主財源のない荒川区学校保健会の円滑な運営のため補助を行う必要がある。								
実施方法		（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 会としての自主財源はなく、事業については主に区からの補助金等で実施している。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）		
	①	学校保健大会の保護者等参加人数	227	203	181	250	250	参加者数（人）		
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
継続		継続		各学校で組織される学校保健委員会の上部組織としての役割が期待されており、引き続き補助を継続する必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、荒川区学校保健会に対する補助として350千円かかっている。

問題点・課題	年に1度の学校保健大会（平成30年度はB地区（台東区・文京区・北区・荒川区）学校保健協議会）の周知徹底を行うとともに、学校保健に関する情報については各園小中学校間で差異が出ないよう、共有を行う。
--------	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	チラシでの案内だけでなく、区のHPやツイッター等効果的な媒体の活用を検討する。	開催会場が発行している広報紙、及びHP上に開催案内を掲載した。学校から保護者への周知にばらつきがあった。	周知については、引き続き工夫を行う。学校保健に関する情報については、メールを活用するなど迅速な情報共有を行う。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 23区等市区町村レベルの他、都道府県レベルの（財）東京都学校保健会、国レベルの（財）日本学校保健会がある。		
議会議決（要旨）			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-04			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		う歯予防対策			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		小林		内線	
									3337	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-05-01		う歯予防対策事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		42 年度		根拠		学校保健安全法・学校保健安全法施行規則・荒		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		川区健康増進計画（平成24～28年度）		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準				計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		学校における児童、生徒のう歯予防を総合的に推進するため、処置主義を徹底する。これと平行して歯牙の強化のため、児童生徒に対して講話、歯みがき（ブラッシング）指導及びフッ化物洗口を含む、むし歯予防を推進する。								
対象者等		区立小中学校に在籍する児童生徒（対象学年 小学1～6年生、中学1年生）								
内容		1 小3、小5、中1対象事業 ○荒川区歯科医師会への委託内容 ・ 歯科医師による講話 ・ 歯科衛生士による歯みがき指導（ブラッシング）、歯垢染め出し ・ フッ化物洗口 [希望者のみ実施]0.055%フッ化ナトリウム水溶液（5～10ml） ○荒川区薬剤師会への委託実施する内容 ・ 希望者に3ヶ月分のフッ化物洗口薬剤と専用ボトルを配付 2 小1対象事業 ○荒川区保健所による歯みがき指導を実施 3 全小学生対象事業 ○健全歯児童及び処置済児童等へ「よい歯のバッチ」を配付								
経過		昭和42年～平成15年度 区立小中学校にて、対象学年、方法等を改めながら、フッ素塗布を実施 平成3年度から小3、5、中1を対象に実施してきたフッ素塗布及びマウスピース法を改め、「フッ化物洗口法」で実施 平成20年度 保健所の歯科衛生士による小学校1年生を対象とした歯みがき指導を実施 平成22年度 小学生を対象とした「よい歯のバッチ」の作成を各校で開始 平成23年度 モデル校2校（第七峡田小学校、第三日暮里小学校）による「給食後の歯みがき」を実施 平成24年度 「新たな歯科保健推進計画」に基づき、小学校全校で「給食後の歯みがき」を各学校の時程、設備環境に応じて実施。 平成28年度 「学校歯科保健推進計画（平成29年度～33年度）」を策定（平成29年3月） 平成29年度 学校歯科保健に関する研究会の名称を「荒川区児童・生徒う歯予防関係者研究会」から「荒川区児童・生徒歯・口の健康づくり研究会」へ変更								
必要性		学校で行う定期健康診断だけでは、う歯の有病者率を低下させる事は出来ない。歯の大切さの講義、歯みがき指導、フッ化物洗口によるう歯予防の授業をきっかけに、児童生徒自らがう歯予防に取り組む姿勢を醸成する必要性は高い。								
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ・ う歯予防対策事業委託、フッ化物洗口用薬剤配付委託（対象：小3・小5・中1）：歯科医師会、薬剤師会（4,870千円） ・ 歯みがき指導（対象：小1）：保健所歯科衛生士、臨時職員が巡回								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	① う歯予防指導日参加率	95.6	94.5	96	96	98	参加者数／対象者数			
	② DMFT指数（小学校6年生）	0.59	0.52	0.45	0.42	0.30	（未処置歯本数＋喪失歯本数＋処置歯本数）／受診者数			
	③ DMFT指数（中学校1年生）	0.98	0.87	0.71	0.65	0.55	（未処置歯本数＋喪失歯本数＋処置歯本数）／受診者数			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		「学校歯科保健推進計画」に基づき、う歯予防事業を推進していく必要がある。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	小学1年指導歯科衛生士（臨時職員）賃金	254	賃金	小学1年指導歯科衛生士（臨時職員）賃金	279	賃金	小学1年歯科衛生士（臨時職員）賃金	271
需用費	よい歯のバッチ等	2,385	需用費	よい歯のバッチ等	2,491	需用費	よい歯のバッチ等	3,078
委託料	う歯予防指導等	4,769	委託料	う歯予防指導等	4,799	委託料	う歯予防指導等	5,304

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。よい歯のバッチ等購入費として2,491千円、う歯予防指導等委託として4,799千円かかっている。
問題点・課題	・歯・口の健康づくり研究会での委員からの助言、養護教諭部会からの意見をもとに、学校・児童生徒の実態に応じた、効果的な事業を実施する必要がある。「荒川区児童・生徒 歯・口の健康づくり事業」冊子を児童生徒にも理解しやすく出来るか調整する。 ・小学校での「給食後の歯みがき」を継続して実施する必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	学校と歯科医師会との連携を強化し、情報共有と課題の共通理解を図り、効果的な事業を実施する。	研究会委員に養護教諭が加わり、より学校現場の状況を考慮しつつ、効果的な事業を実施している。今後検証を行う。	学校への通知、保護者への配布物の内容を精査し、よりわかりやすく、事業の効果を最大限にできるものを作成する。
②			
③			
他 区 の 実 施 状 況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 実施主体は、学校、学校歯科医等異なるが、各区で歯みがき指導等を実施している。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	H28 決特（町田高委員）う歯予防事業の対象について H29 予特（明戸真弓美委員）虫歯予防について		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		13-03-24			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		一般給食事業			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	小堀	
					担当者名		鎌田・松澤		内線	3336	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		一般給食事業							
		01-01-01		一般給食事業							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）								☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業	
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		29 年度		根拠		学校給食法、学校給食衛生管理基準、大量調理			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		施設衛生管理マニュアル			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画					
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市					
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的		児童・生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かで安全衛生的な食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てる。									
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒、教職員									
内容		・ふれあい給食（地域の方々などを給食へ招待する）の実施 ・給食運営のための食器、調理器具、衛生関係品、児童生徒用白衣等の購入 ・調理機器の修繕 ・学校栄養職員等の腸内細菌検査、ノロウイルス検査、寄生虫卵検査 ・学校給食おかずの食品衛生検査 ・学校給食原材料検査（検査材料費） ・給食用ボイラーの保守点検 ・給食室の給排気設備・換気扇清掃・グリストラップ清掃 ・給食室の害虫防除									
経過		・平成24年度 東京都による給食食材の放射性物質測定検査へ参加（～25年度） ・平成25年度 荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針を策定。アレルギー対応食用食器及びお盆を購入 汐入東小の増設校舎に給食室を整備（26年4月開校） ノロウイルス対策として、学校栄養士の下半期月1回のノロウイルス定期検査開始 ・平成26年度 第三瑞光小に配膳室整備 学校栄養士に加え、調理員のノロウイルス定期検査も開始 ・平成27年度 食物アレルギー対応指針 改訂 ・平成28年度 第五峡田小給食室の備品強化整備（～29年度予定） 第三瑞光小の増設校舎に給食室を整備（29年4月開校） グリストラップ清掃を全校で実施									
必要性		バランスのとれた栄養豊かで安全衛生的な給食を提供することが必要であり、学校教育の中で生きた教材として、食育を進める上でも重要である。本事業は安全衛生的な給食提供のための基本的事業である。									
実施方法		☒ 2一部委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 学務課・小中学校で実施。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	① 食中毒事件の発生件数	0	0	0	0	0					
	②										
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
30年度		31年度									
推進		推進		関係法令を遵守した学校給食を実施するための経費である。 安定的な給食運営とするための対策を講じる必要があり、優先度は高い。							

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として主に給食運営消耗品費、給食物品修繕費等33,493千円、給食室換気扇清掃等11,397千円がかかっている。
----	--

問題点	・ボイラー・食器洗浄機・食器消毒保管庫等の高額備品の更新が先送りになっていることから、物品修繕費が多額になっている。備品の計画的な更新について検討する必要がある。 ・給食での二次汚染・食中毒につながらないよう、感染症が流行している時期を中心に、注意喚起していく。
-----	--

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	機器の故障を未然に防ぐため、日常点検を確実にを行うよう指導する。	定期的に注油するなどメンテナンスを確実にし、異常を発見した場合には速やかに修理をするよう指導した。	高額な修繕の場合には、買い替えと併せて検討する。突発的な故障とならないよう、計画的に更新する。
②	衛生講習会・栄養職員会をとおして事故防止の啓発・指導を引き続き行っていく。	各校巡回時に散見された事例についてはカメラで撮影し、衛生講習会時に全栄養士・チーフに資料として配付した。	異物混入対策や食物アレルギー対応において、参考となる事例を積極的に周知していく。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)	平成24年 四定(小島和男議員)給食完全無償化の実施を 平成25年 二定(中村尚郎議員)給食の公会計化の実施を 平成28年 11月会議(小林行男議員)給食完全無償化の実施を 平成30年 2月会議(安部キヨ子議員)給食完全無償化の実施を 平成30年 2月会議(小坂英二議員)給食の公会計化の実施を		

事務事業分析シート（平成30年度）									
No1									
事務事業コード		13-03-25		戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ●人事			
事務事業名		学校栄養職員報酬		部課名		教育委員会事務局学務課		課長名 小堀	
				担当者名		松澤		内線 3336	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-02		学校栄養職員報酬					
		01-01-03		学校栄養職員報酬					
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成		8年度		根拠		学校給食法、栄養士法、健康増進法	
終期設定		○有 ●無		年度		法令等			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野 II		子育て教育都市					
		政策 04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
		施策 04		児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的		都費学校栄養職員の配置基準は、区市町村学校数の1/2の人数であるため、都費栄養士が配置されていない学校に区費で栄養士（非常勤）を配置する。 これにより、栄養や健康の専門家として安心安全な給食を提供し、児童生徒の生涯にわたる心身の健康づくりへとつなげていく。さらに、学級担任や養護教諭と協働し、内容豊かな食育に取り組む。							
対象者等		都費学校栄養職員が配置されていない小・中学校							
内容		○非常勤栄養士の配置校 19校（小学校14校 ・ 中学校5校 ※九中夜間学級含む） 第二瑞光小学校、汐入東小学校（増設）、第六瑞光小学校、第二峡田小学校、第三峡田小学校、第七峡田小学校、第九峡田小学校、尾久小学校、尾久西小学校、尾久第六小学校、大門小学校、第一日暮里小学校、第二日暮里小学校、第六日暮里小学校 第四中学校、第五中学校、第七中学校、南千住第二中学校、第九中学校（夜間学級） ・非常勤職員報酬・費用弁償の支出（年末調整を含む）は、職員課に執行委任 ・健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料を確認し、報酬からの天引は、職員課に執行委任 ・貸与被服の一部購入、貸与 ・新規採用者の採用手続き及び退職手続きの事務等							
経過		・平成8年から、栄養士未配置校に非常勤栄養士を配属した。毎年度5人ずつ配置し、10年度において全校配置となった。20年度から九中夜間学校、27年度から汐入東小学校（増設）にも配置した。 ・平成18年度から、月額報酬を二段階にし、管理栄養士を1種、栄養士を2種とした。 ・平成19年度から主任栄養士が設けられ、平成21年度から上級一般が設けられた。 【30年度】 荒川区立学校栄養士（1種） 4人 荒川区立学校栄養士（2種） 3人 荒川区立学校上級栄養士（1種） 5人 荒川区立学校上級栄養士（2種） 2人 荒川区立学校主任栄養士（1種） 1人 荒川区立学校主任栄養士（2種） 2人 荒川区立学校上級主任栄養士（1種） 2人							
必要性		各校、独自に献立作成や食材料の発注等を行い、自校方式で給食を調理しており、栄養士がいないと給食の運営が成り立たない。食物アレルギー対応も行っているため、必要性は高い。							
実施方法		（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 学務課で実施 （健康保険、厚生年金保険、雇用保険に関する事務・支出については職員課福利係が実施）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）		
	①	非常勤栄養士の配置数	19	19	19	19	19	区立小・中学校数の2分の1	
	②	学校栄養士の未配置校	0	0	0	0	0	都費栄養士を含め全校に栄養士を配置し、未配置をなくす	
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
推進		推進		学校給食の衛生管理や児童生徒の健康管理を担う人材として、今後も全校への配置が必要である。					

(単位：千円)

問題点・課題

・非常勤栄養士は、勤務時間が6時間と短いことから、日常業務に追われ、研修や研究会等へ参加する時間が限られる。食物アレルギー等の対応も含め、高度な知識と技術が要求される業務のため、情報交換の場や献立検討に関する意見交換の場を提供するとともに、校務分掌に関しても必要な見直しを図ることが重要と考えられる。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	アレルギーへの意識をより一層強化するために、事例検討を実施する。	栄養職員会で他校の事例を紹介し、事故防止について啓発した。	参考となる事例は積極的に学校へフィードバックし、各校で共通認識を図り、学校間の対応の平準化を図る。
②			
③			
他区の実況 状況 (要旨)	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区) 区費非常勤栄養職員配置状況 ()は配置人数 29年5月1日現在 千代田(6) 中央(16) 港(14) 新宿(20) 文京(7) 台東(12) 墨田(17) 江東(35) 目黒(1) 大田(44) 世田谷(58) 渋谷(5) 杉並(32) 豊島(15) 北(24) 板橋(37) 練馬(53) 足立(55) 葛飾(38)		
	平成15年 三定(斉藤邦子議員、横山幸次議員)「栄養士の常勤化を求める」		

事務事業分析シート（平成30年度）									
No1									
事務事業コード		13-03-26		戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		給食調理業務委託		部課名		教育委員会事務局学務課		課長名 小堀	
				担当者名		鎌田、松澤		内線 3336	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-02		給食調理業務委託					
		01-01-03		給食調理業務委託					
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成		8年度		根拠		学校給食法、食品衛生法	
終期設定		○有 ●無		年度		法令等			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		●計画 ○非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市			
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成			
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上			
目的		給食調理業務を委託することで、学校給食を経済的に実施し、なおかつ多様化する調理業務にきめ細やかに対応することにより、学校給食の充実を図る。							
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒、教職員							
内容		【給食調理業務委託・委託内容】 ・給食用食材対面納品 ・調理（食物アレルギー対応含む） ・配缶及び運搬 ・食器等の洗浄、消毒、保管 ・残菜及び塵芥の処理 ・施設、設備の清掃及び日常点検 【業者の選定について】 指名競争入札に係る業者の選定については、区内での学校給食の受託実績や、安定的な人員の確保が見込めるか等を勘案し、確実に履行できる業者を指名する。また、業務責任者及び副業務責任者に関しては、調理師免許（又は栄養士免許）を持つ者を配置できる業者とする。							
経過		・平成6年度「荒川区立小中学校給食検討委員会」及び、平成6年度「荒川区行財政と区民サービスのあり方を考える懇談会」の検討を踏まえ、平成7年度に説明会等を行い、平成8年度から給食調理業務の委託を開始した。 ・平成14年度～中学校全校委託完了 ・平成16年度～小学校全校委託完了							
必要性		学校給食を経済的に実施し、なおかつ多様化する調理業務にきめ細やかに対応をするため、調理業務委託を実施する必要がある。							
実施方法		（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 直営時に比べて効率的・経済的に調理業務を行うことができ、充実した給食が安定的に実施できるので効果は高い。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)		
	①	バイキング給食等特色ある学校給食実施校数	34	34	34	34	34	調理業務委託を活用した給食の多様化	
	②								
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
推進		推進		より良い業者の選定に努め、安定して給食を提供する必要がある。					

(単位：千円)

問題点・課題

他区においても調理業務の委託化が進んでおり、年々実施校が増えている状況にある。このような状況を踏まえると、より良い業者を確保する必要がある。アレルギー対応食の誤食、食中毒、異物混入等の事故を防ぐため、一定レベルの業者を選定するとともに各学校及び区教委において継続的に指導していく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	業者の選定基準に関しては毎年度精査し、特に新規業者については他区での実施状況等を踏まえて総合的に判断する。	他区の受託校数、食中毒事故の発生状況、マニュアルの整備状況等について調査し、条件を全てクリアした業者を指名業者した。	現行業者の評価に関しては、第三者的な視点により評価できるよう、審査項目をさらに見直す。
②	業者の入替えのあった学校については重点的に履行状況をチェックしていく。	履行状況の良くない業者については、1学期のうちに学務課から改善を申し入れ、人事異動も含めた対応を行った。	給食担当による巡回と併せて、各校から月ごとの報告や、栄養士からのヒアリングにより状況把握に努める。
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 平成17年度、特別区では全区が調理業務委託を導入した。		
議会質問状（要旨）	平成17年 二定（相馬堅一議員）受託業者に専門資格を有する職員の配置、履行状況の確認について		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-27			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学校給食の内容充実			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		松澤、松野		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-01-04			学校給食内容充実事業					
		01-01-04			学校給食内容充実事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成			20 年度		根拠		学校給食法、食育基本法、荒川区食育推進給食	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等		食材費補助金交付要綱	
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		「食育推進給食」の実施により、食育啓発の実践に資するとともに、給食を考える機会及び給食メニュー開発の機会を作るなど給食内容の充実を図る。また、給食費の値上げを回避し保護者の負担軽減を図る。								
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒の保護者								
内容		【食育推進給食】 区立小中学校の給食において、食育啓発の実践に資する食材・献立等に工夫を凝らした「食育推進給食（例：和食の紹介、東京産の食材の活用、等）」を提供するにあたり、その実施日の材料費について、年3回を限度とした補助金を、保護者へ交付する。 小学生（1人あたり）：300円（1回あたり）×3回 中学生（1人あたり）：330円（1回あたり）×3回 【米の現物給付】 米の現物給付を行い、給食費の負担軽減を図る（米飯給食44回分相当量の米） ・小学校 児童数×0.086kg×44回＝総給付量 ・中学校 生徒数×0.115kg×44回＝総給付量								
経過		平成20年度の食材等の急騰等を受け、給食内容及び給食費等のあり方について副区長を委員長とした「荒川区学校給食のあり方検討委員会」を設置した。あり方検討委員会での検討を踏まえ平成20年第3回定例会に補正予算を計上し、20年度途中から事業を開始した。 30年度は米の納入時期を2回に分け、学校への安定供給を図る。								
必要性		食育啓発及び給食内容の充実を図る契機として本事業の必要性は高い。また、食材の購入費は減少傾向になく高止まりしており、上昇しているものもあることから、給食費を改定したものの保護者の負担増を回避するためにも必要である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ・学務課及び各小中学校で実施。 ・米の現物給付：東京都米穀小売商業組合荒川支部から購入（30年度予算額21,171千円/50,408kg）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		①	各校共通給食費保護者負担の1食単価増減（前年度比・%）	0	0	0	3	0		
		②								
	③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
重点的に推進		継続		学校給食における食育の推進のために継続して実施する必要がある。						

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として米の現物給付費・食育推進物品購入費20,849千円、補助費等として食育推進給食補助金11,032千円がかかっている。
----	---

問題点	食材費の価格状況や社会情勢等を踏まえて設定している学校給食費について、保護者負担分の増加を必要最低限に抑えるため、消費税増税に際しては、公費補助となる食育推進給食の補助金額、回数等の実施方法も精査する必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き食材費の価格の推移、消費税の増税等に応じて、必要な補助(金額、回数)、実施方法を精査する。	金額、回数とも前年度から変更はなかった。	新米は天候や需給バランス等により市況が決まることから、安定供給できるよう業者と早期の調整を図る。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 議 会 要 旨	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区) 千代田((小)10円(中)15円), 中央(米支給(小)週2(中)週3), 港(食育推進献立等(小)20円(中)26円), 文京(特別給食200円, 米補助), 目黒((小)年1068円(中)年1332円), 墨田(食育交付金年3食), 板橋(食育事業年約169円), 足立(1食5円), 葛飾(牛乳補助)		

事務事業分析シート（平成30年度）										
					No1					
事務事業コード		13-03-28			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		給食用一般備品整備			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		鎌田		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		一般備品整備						
		01-02-01		一般備品整備						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		29 年度		根拠		学校給食法、学校給食衛生管理基準、大量調理		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		施設衛生管理マニュアル		
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		教育的目標を持った学校給食の運営にあたり、給食を作る調理機器具、衛生関係品等の必要な備品を整備し、学校給食を安全・衛生的に供給し、かつ作業を効率化する。								
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒、教職員								
内容		・学校給食運営のための調理機器具、衛生関係品等の備品購入 （各校の標準整備備品） 回転釜、焼もの機、フライヤー、炊飯器、ガステーブル、洗米機、フードカッター、野菜裁断機、冷蔵庫、冷凍庫、牛乳保冷库、食器消毒保管庫、煮沸消毒槽、球根皮むき機、手指消毒機、ボイラー、流し台（2槽、3槽、移動）、調理台、作業台、炊飯台、水切り台、作業車、運搬車、食器洗浄機、自動台秤、配膳台、白衣洗濯機など								
経過		・平成8年度の学校給食衛生管理の基準の改定により、腸管出血性大腸菌O-157対策として冷凍庫・冷蔵庫を一括購入している。 ・平成22年度から、高額備品については、学校給食備品更新事業において更新をしている。 ・更なるドライ運用徹底のため、平成24年度から、「煮沸消毒槽」更新時は「殺菌庫」を新たに購入している。 ・高さ60cm未満の作業台については、平成29年度末をもって全て廃棄完了（高さ60cm以上のものに更新済み）。								
必要性		調理機器具や衛生確保の物品等は、学校給食を安全衛生的に確実に提供するためには必要不可欠である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 学務課及び小中学校で実施								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)			
	① 給食備品等物品修繕費（千円）	4,861	4,763	6,566	8,471	4,763	備品の順調な更新で修繕費を抑制			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
推進		推進		給食調理能力を維持するため、優先度は高い。						

(単位：千円)

行政費用では、物件費として給食用機器購入費6,572千円がかかっている。

問題

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-29			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学校給食備品更新事業			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		鎌田		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-02		学校給食備品更新事業						
		01-02-02		学校給食備品更新事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		22年度		根拠		学校給食法、学校給食衛生管理基準、大量調理		
終期設定		☒ 有 ☐ 無		37年度		法令等		施設衛生管理マニュアル		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		給食備品の中でも、特に高額備品の老朽化が進んでいる。通常の更新では対応が困難な状況であるため、本事業により別途計画的に更新する。								
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒、教職員								
内容		・ 耐用年数を経過した以下的高額備品（定価50万円以上）の計画的更新 食器洗浄機、回転釜、食器消毒保管庫、スチームコンベクションオープン、ボイラー、牛乳保冷庫、炊飯器、フライヤー、冷凍庫、冷蔵庫								
経過		・ 平成22年度から計画、事業開始。 ・ 全ての給食備品における計画的な入れ替えのため、平成24年度からは食器消毒保管庫等の高額備品も更新計画に含めた。 ・ 平成28年度、全校スチームコンベクションオープン導入完了								
必要性		食品衛生上不可欠な備品であること、また、ガス及び電気機器も含まれているため、ガス漏れや漏電事故を防ぐ必要があることから、耐用年数に準じて計画的に機器を更新する必要がある。								
実施方法		（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 学務課及び小中学校で実施								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）		
	①	対象備品の更新台数			32	40	47	43	64	高額備品の購入台数
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		給食備品は調理業務に不可欠な機器であるため、計画的な更新は必須であり、優先度は極めて高い。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、物件費として給食用機器購入費16,508千円（重要物品除く）がかかっている。

問題点・課題の改善策									
		平成29年度に取り組む 具体的な改善内容		平成29年度に実施した 改善内容および評価		平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	機器の購入にあたっては、材質やメンテナンス性など、長期的な使用を視野に入れて選定する。			耐食性のあるステンレス製の機械や、省エネタイプの冷蔵機器の購入などを行った。		機械の使い勝手だけでなく、メンテナンス性やランニングコストも考慮した購入を行う。			
②									
③									
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								
議会議決（要旨）									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1	
事務事業コード		13-03-30			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		嘱託医報酬			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名 小堀		
					担当者名		小林		内線 3337		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		嘱託医報酬							
		01-01-01		嘱託医報酬							
		01-04-01		嘱託医報酬							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠		学校保健安全法、荒川区非常勤職員の報酬及び			
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		費用弁償に関する条例施行規則			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画					
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市					
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的		区立小中学校・幼稚園及びこども園における児童・生徒・園児の健康保持を図るため、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」）を委嘱する。									
対象者等		区立小中学校・幼稚園及びこども園の学校医等									
内容		○委嘱科目等 内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、薬剤師、精神科（小学校、中学校各1名） ○委嘱者数 ・小学校121名（5科目×24校、精神科医1名） ・中学校 56名（5科目×11校、精神科医1名） ※九中夜間学級を1校として計算 ・幼稚園 40名（5科目×8園） ・こども園5名（5科目） ○職務内容 ・学校医 健康診断及び年間を通じた保健指導や健康相談等 ・学校歯科医 歯科及び口腔の健康診断、健康相談、う歯予防事業等の保健指導等 ・学校薬剤師 環境衛生検査、薬事衛生や公衆衛生における学校への指導、助言等 ○月額報酬額 在籍児童、生徒規模等に応じて ・学校医 10,200円～57,100円 ・学校歯科医 10,200円～46,280円 ・学校薬剤師 5,800円～21,900円									
経過		○昭和34年 学校保健法制定に伴い、学校医の設置が初めて明文化された。 ○平成 3年度 幼稚園薬剤師の委嘱開始。 ○学校統廃合に伴い学校医等の数が減少。平成12年度の嘱託医報酬額の第一次見直しに続き、平成15年度第二次見直しを実施した（平成15年度から小中学校の内科・眼科・耳鼻咽喉科については、在籍児童・生徒の規模により報酬額を決定する方式に変更した）。 ○平成20年度 こども園の委嘱開始。平成23年度よりこども園の内科医報酬額を変更。 ○平成24年度 大規模校（児童・生徒数600人以上）の内科・眼科・耳鼻科医報酬額を設定。 ○平成26年度 小中学校の歯科医について、学校の規模により報酬額を決定する方式に変更。 ○平成27年度 大規模校（児童・生徒数800人以上）の内科・眼科・耳鼻科医報酬額を設定。									
必要性		学校保健安全法により、学校には学校医等を置くものとされており、必要不可欠のものとなっている。									
実施方法		（☒ 直営）（直営の場合 ☐ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） ○委嘱 医師会、歯科医師会、薬剤師会より推薦を受けた者を教育委員会が委嘱 ○報酬費支払 毎月末、報酬を指定口座に振込む									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明				
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）					
		①									
		②									
	③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等									
30年度		31年度									
継続		継続		学校保健安全法第23条の規定に基づき、引き続き設置する。							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		84,484	84,732	85,308	85,676	85,676	85,839	86,166
決算額（30年度は見込み）		84,201	84,293	84,746	84,745	84,858	85,188	86,166
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	嘱託医数（小学校）	121	121	121	121	121	121	121
	嘱託医数（中学校）	56	56	56	56	56	56	56
	嘱託医数（幼稚園）	40	40	40	40	40	40	40
	嘱託医数（こども園）	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳

[illegible]

(単位：千円)

		勘定科目			28年度	29年度	差額			勘定科目			28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	86,847	86,391	▲ 456	行政収入	地方税	0	0	0					
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0					
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0					
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0					
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0					
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0					
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0					
		賞与・退職給与引当金繰入額	102	118	16		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 86,949	▲ 86,509	440					
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0					
		行政費用合計(b)	86,949	86,509	▲ 440		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 86,949	▲ 86,509	440					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0								
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 86,949	▲ 86,509	440								

供	行政費用では、給与関係費に非常勤職員報酬85,188千円が含まれている。
---	--------------------------------------

備考

問題点・課題

児童・生徒の健康保持等、学校保健の充実を図るため、今まで以上に学校医との連携体制を強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	学校からの密な連絡や学校医の訪問機会の増加を促し、連携体制の充実に努めていく。	学校における突発的な事態に対して、適宜医師会との調整をはかり、円滑に各種事業を実施できた。	学校内で対応が難しい事案等については、学務課が医師会等と調整を行い、円滑に事業を実施できる体制を整える。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-31			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学校保健管理費			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		小林		内線	
									3337	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-01		保健管理費						
		01-02-01		保健管理費						
		01-05-01		保健管理費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		34 年度		根拠		学校保健安全法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等		学校保健安全法施行規則		
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		
								☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		学校（幼稚園）施設の衛生管理及び保健室に必要な予算の計上を行い、学校（幼稚園）の良好な教育環境を構築する。								
対象者等		区立小学校24校 区立中学校10校 区立幼稚園8園 区立こども園1園								
内容		・ AED購入…小中学校、幼稚園及びこども園にAEDの設置（使用料及び賃借料）（H30.7.1～H37.6.30） ・ 汚物処理…トイレの使用済み生理用品を週に1度回収（役務費） ・ 給水施設水質検査…簡易専用水道等の水質及び水槽等外観検査等を年に1回実施（役務費） ・ 保健室用寝具乾燥消毒…保健室の寝具を各学期に1回乾燥消毒（役務費） ・ 教室害虫駆除…害虫が発生した際、発生教室の消毒を行う（委託料） ・ オージオメーター校正委託…定期健康診断に使用する聴力検査器の校正を年に1回実施（委託料） ・ 室内化学物質測定…教室等の化学物質濃度を測定（委託料） ・ ダニ検査…教室のカーペット等のダニ及びダニアレルゲン検査を年に1回実施（委託料） ・ 健康診断用器具滅菌・保管・配送…健診器具を保管し、必要な時期に配送・回収及び消毒処理を行う（委託料） ・ 樹木害虫駆除…樹木に害虫が発生した際の剪定、消毒の実施（委託料）								
経過		・ 平成5年度 人工蘇生器を小中学校に配置。 ・ 平成6年度 検診器具滅菌委託を開始。 ・ 平成7年度 保健室用寝具乾燥委託を開始。 ・ 平成15年度 室内化学物質測定を開始。 ・ 平成17年度 ダニ検査を開始。小中学校にAEDを配置。 ・ 平成19年度 検診器具滅菌委託を歯科検診・就学就園時検診分も開始。 ・ 平成20年度 幼稚園こども園にAEDを配置。 ・ 平成24年度 携帯用酸素供給器を購入し小中学校へ配付。 ・ 平成26年度 人工蘇生器を廃棄。（小中学校全校分） ・ 平成29年度 上腕式電子血圧計とパルスオキシメーター（小学校は小児対応のもの）を小中学校へ配置								
必要性		児童・生徒・園児の健康を維持するために、学校環境衛生基準に基づく環境の構築及び、施設の衛生管理を行う必要がある。								
実施方法		☒ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 消耗品費、役務費及び備品購入費は学校へ令達又は学務課が実施。樹木害虫駆除は、防災都市づくり部へ執行委任。健診用器具滅菌委託：東京医療商事								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 教室環境検査結果の不適合数(%)	25.49	21.79	21.65	21.65	10.82	教室の照度・騒音・空気検査、給食室の衛生検査		
		② 水道施設検査結果の不適合数(%)	7.89	5.25	5.25	5.25	3.00			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		児童生徒・幼児の体調不良や負傷に対応する保健室の運営費及び法律に定められた環境検査にかかる費用であり、学校運営上必要である。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			13,164	10,047	13,058	9,944	13,156	11,023	12,122
決算額（30年度は見込み）			10,441	9,224	11,190	8,349	11,847	9,536	12,122
実績の推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	教室の照度・騒音検査の件数(件)		172	172	172	172	172	172	172
	教室の空気検査の件数(件)		176	176	176	162	176	176	176
	給食室の衛生検査の件数(件)		108	108	111	111	111	114	114
	簡易専用水道検査の件数(件)		39	39	39	38	38	38	38
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	AEDバット等保健室消耗品購入	2,005	需用費	上腕式血圧計等消耗品購入	1,570	需用費	保健用消耗品		810
役務費	汚物処理、水質検査等	2,474	役務費	汚物処理、水質検査等	2,586	役務費	汚物処理、水質検査等		3,710
委託料	樹木消毒、検診器具滅菌等	3,925	委託料	樹木消毒、健診器具滅菌等	3,935	委託料	樹木消毒、健診器具滅菌等		5,274
備品購入費	増設校舎用物品、AED等	3,443	備品購入費	保健室備品の更新	1,445	備品購入費	保健室備品の更新		1,500
						使用料及び賃借料	AED賃借料		1,656

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	4,375	6,815	2,440	地方税	0	0	0
		物件費	11,847	9,536	▲ 2,311	国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	223	669	446	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,445	▲ 17,020	▲ 575
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	16,445	17,020	575	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,445	▲ 17,020	▲ 575
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,445	▲ 17,020	▲ 575	

行政費用では、物件費として保健室用消耗品費等1,570千円、水質検査等2,586千円、検診器具滅菌等3,935千円、保健室用備品費1,445千円がかかっている。

問題点・課題

学校環境衛生検査における不適事項については、日常生活の中でこまめに換気や加湿を行ったり、食器の洗浄方法を工夫するなど各校で地道に対応してもらう必要があるため、学務課としては適宜注意喚起を行い、適切な学習環境の維持に努めてもらっている。

成果として指標化できるものは環境衛生検査結果のみであるが、その他にも多くの学校における保健活動を支える事業を行っているため、学校現場の意見をくみ取り、柔軟に対応していくことも必要である。

室内化学物質測定について、今後の実施方法について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対応報告書の提出の徹底。 学校薬剤師と連携し、具体的な改善 方法を指導する。	ダニ検査結果に基づき、1件はマッ トレスの買い替えを、1件は教育施設 課において床をフローリングへ張り 替えを行った。	学校現場からの改善要望があっ た際には、改善に向けて仕様の変 更等を積極的に行う。
②			
③			
他 区 の 実 況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）		
	学校安全保健法及び学校環境衛生基準に基づき各区で実施している。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成28年 決特（齊藤邦子委員）「学校保健衛生法にかかわる質問」		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-32			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		児童生徒健康診断			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		萩原		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）		01-02-02		各種検診費						
		01-02-02		各種検診費						
		01-05-02		各種検診費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			34 年度		根拠		学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
		施策		04 児童生徒の健康づくりと体力向上						
目的		児童、生徒、幼児の疾病の予防と早期発見のため検査を実施し、健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な運営に資することを目的とする。								
対象者等		荒川区立小中学校及び幼稚園に在籍する児童、生徒及び園児								
内容		【検診名】 【対象者】 腎臓検診・・・小学生・幼稚園児全員 心臓検診・・・小中学一年生、一部他学年 聴力精密検査・・・一次検査要精検者 結核精密検査・・・結核対策委員会の要精検者 脊柱側わん検査・・・小学五年生、中学一年生 貧血検査・・・中学一年生 歯科健診・・・小学生・幼稚園児全員 色覚検査・・・小学四年生、中学二年生								
経過		・昭和34年 学校保健法制定に伴い、実施が義務づけられた。 ・昭和47年度 心臓検診開始（昭和51年からは、学校保健法の一部改正により実施が義務づけ）。 ・昭和53年度 脊柱側わん検診のモアレ撮影を開始。 ・昭和54年度 貧血検査を開始。 ・平成15年度 学校保健法の一部改正により結核検診方法を変更し、BCG予防接種を廃止した（問診票調査により、結核対策委員会で要検討者を抽出し、検討結果で要精密検査対象者が区内医療機関で受診する）。 ・平成21年度 歯科健診について、健診時、各校での事務補助員の配置を開始 ・平成28年度 学校保健法の一部改正に伴い、座高測定、寄生虫卵検査を廃止。 四肢の状態（運動器）に関する検診の実施。色覚検査を開始。								
必要性		学校教育を円滑に実施するためには、児童、生徒、幼児の健康管理は、必要不可欠である。また、学校保健安全法第13条に「学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」と定められている								
実施方法		（ ☒ 一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ・児童生徒幼児健康診断業務：荒川区医師会（24,427千円） ・腎臓検診、聴力精密検査、結核精密検査等								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)		
	① 腎臓検診（有所見者数）	30	24	22	25	25	三次検査の結果、医療の要する者			
	② 心臓検診（有所見者数）	42	34	43	40	39	三次検査の結果、医療の要する者			
③ 結核検査（有所見者数）	0	0	0	0	0	精密検査の結果、結核の疑いのある者				
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
30年度		31年度								
継続		継続		学校保健安全法第13条により実施する義務がある。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			25,510	24,635	26,350	26,584	25,574	25,371	26,040
決算額（30年度は見込み）			23,649	23,589	24,199	24,986	23,842	24,045	26,040
実績の推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	小学校児童数(5/1)		8,099	8,188	8,244	8,434	8,552	8,686	8,600
	中学校生徒数(5/1)		3,155	3,194	3,303	3,311	3,313	3,300	3,300
	幼稚園児数(5/1)		611	640	633	605	585	539	550
	こども園児数(5/1)		218	212	198	195	179	162	160
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	委員報償費	1,246	報償費	委員報償費	1,307	報償費	委員報償費	1,039	
需用費	消耗品費	119	需用費	消耗品費	130	需用費	消耗品費	174	
委託料	各種検診費	22,478	委託料	各種検診費	22,608	委託料	各種検診費	24,501	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,784	2,405	▲ 379	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	22,597	22,738	141		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,246	1,307	61		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	142	236	94		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,769	▲ 26,686	83
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	26,769	26,686	▲ 83	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,769	▲ 26,686	83			
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 26,769	▲ 26,686	83			

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。内訳としては検診用消耗品費130千円、各種検診委託費22,608千円となっている。
----	--

問題点	生活習慣病の低年齢化など児童、生徒の疾病状況が変化の中で、状況の変化に対応した児童、生徒の健康管理に努める必要がある。 短期間にさまざまな健康診断を行うため、児童生徒の負担を軽減できるよう努める。
-----	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医師会での腎臓検診3次検査項目を見直し、保護者や児童等の負担軽減を図る。	28年度まで3次検査後大学病院にて検査していた項目を、29年度より区の3次検査項目に組み込んだ。	引き続き、医師会及び実施事業者と検査項目等について検討し、保護者や児童等にとってより良い健診を実施する。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 要質問 状	平成18年 二定(斉藤邦子議員) 児童生徒のぜん息及び尿蛋白被疾患率の高さを分析し、子どもの健康づくりの課題と対策を明らかにすること 平成27年 2月会議(藤澤志光議員) 色覚検査の重要性を保護者に周知すること		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		13-03-33			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学校健康会費			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	小堀
					担当者名		小林		内線	3337
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01		学校健康会費						
		01-03-01		学校健康会費						
		01-06-01		学校健康会費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）								☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成		61 年度		根拠		独立行政法人 日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		II		子育て教育都市				
		政策		04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		学校安全の普及充実に図るとともに、学校の管理下における児童・生徒・園児の負傷、疾病及び死亡に対して必要な給付を行い、学校教育の円滑な運営に資することを目的とする。								
対象者等		区立小中学校に在学している児童生徒、幼稚園及びこども園に在園している園児								
内容		○災害共済給付金 学校管理下における児童・生徒・園児の怪我等に伴い、学校を経由して保護者に対して支給 ・医療費 センターからの給付額は健康保険の医療費の範囲を基準に医療費総額の10分の4 ただし、医療費総額が500点（5,000円）以上のもの ・障害見舞金 障害の程度に応じて82万円～3,770万円 ・死亡見舞金 2,800万円（通学途中及び突然死の場合は半額） ・掛金単価 16年度まで 一般 875円／人 準要保護 665円／人 要保護 65円／人 17年度から 一般 945円／人 準要保護 715円／人 要保護 55円／人 ○緊急移送費 学校管理下における児童・生徒・園児の負傷、疾病のうち救急車を利用する程ではないが、緊急かつ安静に医療機関に移送する場合、その移送にかかる実費を支給								
経過		○平成8年度より救急車を要請する程の怪我ではないが、歩行困難な場合に対応するため、緊急移送費（使用料及び賃借料）を開始。 ○平成17年度より災害共済給付掛金及び死亡・障害見舞金を改定。 ・掛金の改定…上記のとおり ・死亡・障害見舞金の改定…死亡見舞金2,500万円⇒2,800万円 障害見舞金 1 級3,370万円⇒3,770万円（最高） 14級73万円⇒82万円（最低）								
必要性		学校の管理下における児童生徒等の災害について共済給付を行うことにより、学校教育の円滑な運営を図るため必要である。								
実施方法		（2一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 【災害共済給付金】保護者・学校（災害報告書等、申請書類を提出）→区を経由→センター（審査・給付決定）→区を経由→学校へ給付金振替→保護者へ保険金を給付								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		① 事故件数（小学校）	362	379	380	380	350			
		② 事故件数（中学校）	146	174	150	150	150			
	③ 合計事故件数（小・中・幼・こ）	530	570	550	550	550				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		教育活動における負傷に伴う医療費の保護者負担を軽減するものであり継続する必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、主に補助費等として災害共済掛金11,297千円がかかっている。

- ・各園小中学校から保護者への積極的な周知と、遅滞ない請求処理を学務課から各園小中学校へ促す。
- ・災害給付金について、治療に要した医療費の1割分を怪我に対するお見舞金として支給していることが保護者に十分に認識されていないため、制度のお知らせや給付に係る必要書類等について定期的に（年一回）周知徹底するようにする。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	積極的に制度を利用してもらえるよう制度の周知を図り、保護者へ配布する制度のお知らせについて内容を精査する。	申請件数の少ない学校へは確認を行い、年度途中に全校へ請求の徹底を求める通知を送付。数校は、管理職への働きかけを行った。	養護教諭だけでなく、管理職への制度周知、提出状況の確認などを行い、学校として取り組むよう働きかける。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	平成21年 決特(並木一元委員)「制度の周知徹底を」		